

教育委員会定例会会議録

1 日時

平成20年4月16日(水)

開会 9時30分

閉会 11時30分

2 場所

教育委員室

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席者 丹保健一委員長、竹下謙委員、井村正勝委員、山根一枝委員、向井正治教育長

欠席者 無し

4 出席職員

教育長 向井正治(再掲)

副教育長兼経営企画分野総括室長 鎌田敏明

教育支援分野総括室長 真伏利典 学校教育分野総括室長 松坂浩史

社会教育・スポーツ分野総括室長 杉野周二 研修分野総括室長 山中良明

経営企画分野

教育総務室長 平野正人生 予算経理室長 中川弘巳 予算経理室副室長 池田敦子

教育改革室長 中谷文弘

教育支援分野

人材政策室長 増田元彦 人材政策室副室長 川口朋史

学校教育分野

高校教育室長 山口千代己 高校教育室副室長 田中真司 小中学校教育室長 鈴木繁美

小中学校教育室副室長 土性孝充 小中学校教育室指導主事 飛岡美穂

社会教育・スポーツ分野

社会教育・文化財保護室長 山田猛 社会教育・文化財保護室主査 西村和也

スポーツ振興室長 村木輝行 スポーツ振興室主幹 別所志津子

5 議案件名及び採決の結果

件名	審議結果
議案第2号 三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第3号 三重県教育委員会指定管理者選定委員会規則案	原案可決
議案第4号 三重県教育改革推進会議委員の任免について	原案可決
議案第5号 平成20年度三重県教科用図書選定審議会委員の任命について	原案可決
議案第6号 三重県天然記念物日本鶏審査会審査員の任命について	原案可決
議案第7号 三重県天然記念物紀州犬審査会審査員の任命について	原案可決
議案第8号 専決処分の承認について(人事関係)	原案可決

6 報告題件名

報告1 平成20年度三重県立高等学校入学者選抜の概要について

7 審議の概要

・開会宣告

丹保委員長が開会を宣告する。

・会議成立の確認

全委員出席により会議が成立したことを確認する。

・前回教育委員会（平成20年3月19日開催）審議結果の確認

前回定例会審議結果の内容を確認し、全委員承認する。

・議事録署名人の指名

井村正勝委員を指名し、指名を了承する。

・会議の公開・非公開の別及び進行の確認

議案第4号から議案第8号は人事案件のため、非公開にて審議することを承認する。

会議の進行は、公開の議案第2号、3号と報告題1を先に行い、その後、非公開の議案を番号順に審議することを確認する。

・審議内容

議案第2号 三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則の一部を改正する規則案（公開）

（予算経理室長説明）

三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。提案理由、三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。これが、この議案を提出する理由である。

15ページをご覧ください。規則案要綱です。今回の改正理由は、三重県高等学校等修学奨学金をより利用しやすくするためです。具体的には2点あり、1つは未成年でない者の貸与要件を緩和することです。もう1点は各種様式をより分かりやすいものに変更することです。

1点目は、まず貸与を受けようとする者が未成年でない場合には、保護者であった者と同一の生計に属する場合には、保護者であったものが三重県内に住所を有すること、これは従前と変わっておりません。後段の点、保護者であった者と同一の生計に属していない場合には、本人が三重県内に住所を有することを要件とするように改める。これまでは本人が三重県内に住所を有していても、保護者が住所を有していなければ対象になっていませんでしたが、この要件を緩和して、この人達についても対象にするよう改正したということです。もう少しご説明をさせていただきます。16ページをご覧ください。新旧対照表で下が現行、上が改正後です。下の方をご覧ください。保護者が三重県内に住所を有する者であること、これを奨学金制度の大原則にしております。保護者が三重県内に住所を有して、本人が例えば名古屋に下宿しているとか、大阪に下宿しているとか、こういう人達を対象にする、これをまず大原則にしております。それであって、今度は未成年者でない場合、成人している場合には、これまでどうであったかということ、貸与を受けようとする者の保護者が三重県内に住所を有していること、さらに保護者が死亡している場合であっても、保護者が三重県内に住所を有していたこと、そういう要件にしておりました。これは今から考えると、成人であっても20歳とか21歳位の人で、保護者と同一生計を営んでいるであろう、保護者からの仕送りを受けて生計が営まれているであろうというのを前提として、こういう規定になっておりましたが、近年20歳を過ぎて、20何歳であるとか、また30歳であるとか、40歳の方が高校に入学したいと、そのためにこの貸与を受けたいという人も出てくるようになりました。そうした場合に、本人が三重県内に住所を有していても、先ほど申しましたように、保護者が大阪の人であるとか、若しくは、保護者が大阪の人でもう亡くなっているというような人の場合は貸与を受けることができませんでした。今度の新しい規定では、貸与を受けようとする者が未成年者でない場合は、次のいずれかに該当することとしました。イの方で、保護者であった者と同一の生計に属する場合には、これまでと同じように保護者であったものが県内に住所を有すること、同一生計に属していない場合には、当該貸与を受けようとする者、本人が県内に住所を有すること、このような規定に改正したいということです。

続きまして、15ページにお戻りいただけますでしょうか。2点目は各種様式を、申請またはいろんな報告をする者にとって分かり易くしたいというのが理由です。各種様式をいろんなところで改正をしております。例えば、ここに書いてありますように、各様式の住所、名前記入部分を本人名義に統一するとともに電話番号記入欄を追加する。例えば、25ページを開けてください。右の方が現行、左が改正しようとするものです。住所が変わった場合、異動届を出さなければいけないですが、これまで本人または保護者がこの様式を書いてくださいとしておりました。そうすると、どちらが書いた方がいいのかと、そういう問い合わせがよくあります。私共の方は本人が書くことを前提としているのですが、これではちょっと分かりにくいと

ということで、本人が書いてくださいというのに改めたいと。それから電話番号欄を記入しました。電話番号が変わった場合、いろんな届出時に現在の電話番号がはっきり分かるように、その都度これは書いていただきたいというのがこの趣旨です。それから、一度15ページにお戻りください。(2)ですが、各様式に記入上の注意事項の記載を追加しました。例えば、19ページをご覧ください。誓約書です。一行目のところに、私はこのたび何々高等学校の貸与を受けることになりましたというところの、空白の所に学校名を書いて貰うことにしているのですが、どのように書けばいいのかという問い合わせが結構あります。それで、左側を見ますと、真ん中よりちょっと上の米印1行目の空欄には、在学中のまたは進学予定の高等学校等の名前を記入してくださいという注意書きを設けました。これが注意事項の記載を追加するということです。15ページへもう一度戻っていただきまして、3つ目の点です。宛名を教育長様から教育長あてということに改めております。これは文書の規定で県庁全体のルールとして、既に18年にこのような形に統一して変わっております。その時の扱いでいろんなところの様式がこれに該当するのですが、様式の変更は次回の改正の時に合わせて改正してくださいというルールになっておりましたので、今回この改正に合わせて文書のあて先の記載も変えるというものです。15ページ4番目のところですが、返還猶予申請書に返還猶予事由選択欄を追加しました。24ページをご覧ください。左側の新しい方を見ていただきますと、真ん中ぐらいのところに戻還猶予の事由の該当する番号を で囲んでくださいという記載を設けております。これまでですと、右側の一番目の返還猶予の理由というところで、まず文言で表現してもらうことになっているわけですが、申請される方についても、返還猶予の事由に該当するのかどうかというのを、まずこれに をつけていただいてどれに該当するのかと考えていただいて申請をいただこうと、そうすると具体的な内容もその該当項目の文章を説明する内容になります。申請する人にとって分かり易くしたいというのが趣旨です。それからその他諸々の改正です。24ページをご覧ください。4番目のところ、返還猶予を希望する期間、これまでは何月返還分から何か月間という書き方をしておりました。例えば大学に進学される方はその間猶予になりますが、そうしますと4年後の3月ですので、今から何ヶ月間であるか勘定しなければいけないと、そんなことなら何年何月までと書いてもらった方が楽じゃないかと、このような改正です。他には例えば、17ページの一番上のところでは様式のタイトルがこれまで書いてありませんでしたので、タイトルを入れるとか、細かい話でいきますと、27ページ一番最後ですけど、添付書類のところが一番下の行です。合格証書を添付してくださいと書いてあったんですが、厳密に言いますと、合格証書を添付しますと無くなりますので、合格証書の写しというふうに改正したいと、合わせて諸々のいろんなところを利用者の利便性を考えての改正です。

【質疑】

井村委員

電話番号というのは携帯でもいいんですか。

予算経理室長

はい。

竹下委員

保護者という概念はどうなっているんですか。何か法律で決まっているんですか。

予算経理室長

未成年者の場合でありますとか。

竹下委員

未成年者ですよ。そうなってくると、この16ページ、その改正の方ですけども、保護者であった者がというのが必要なんですか。先ほど40歳の人というのが事例としてあがってきましてけれども、そういう人達に対して保護者であったものが、同一の生計に属していないとか、そのような規定が必要になってくるんですか。

予算経理室長

ここで言いたい趣旨としましては、始めのイのところ保護者であった者と同一、口の方が保護者であった者と同一の生計ではないという言い方をしておりますので、これに合わせたいということ、口の方は独立して生計を営んでおるといふ言い方と趣旨は同じです。

竹下委員

その場合も親のことを保護者というふうにこういう規定をしていいのかなと。保護者というのは、普通は未成年者に対してその子どもを保護するという意味ですよ。そうなってくると20歳まで保護者というのは重要なんですけども、20歳を越した場合にはそれはあんまり重要ではないわけでしょう。保護者という概念はね。生計を同一にしている親であるとか、それが適切であるかどうかとして、別の表現にした方がいいんじゃないかなという感じがしますけどもね。

予算経理室長

一番初めの第1項のところ保護者という規定を設けておまして、それは未成年の場合ですが。

竹下委員

だから未成年の場合でしょ。親権者後見人というのは未成年に必要、あるいは禁治産者、準禁治産者の場合には必要ですけども、普通の成人の場合には親権者及び後見人という概念はないわけですから。

だから、これを総称して保護者という概念を使ってこういう条文を作るというのはおかしいんじゃないかなあという気がしますけれどもね。だからもうあっさりとして本人はというような形で提出するのが一番いいんじゃないのでは。

井村委員

口の場合は、イでない場合はとか表現でしょ。

竹下委員

何かしっくりいかないような気がしますよね。

井村委員

イを規定して、それ以外は口になるということ言ってるんだらうと思うんですけどね。

予算経理室長

事前に法令審査を受けて議案を提出しています。この件以外でも、例えば、未成年でない場合という言い方をしておりますが、成人である場合という言い方とどう違うんだと、どちらの方が表現上正しいんだという法令審査を受けておまして、それはどちらでもいいと。全体の規定から未成年でない者という規定を他のところでも使っておりますので、それに合わせてもらったらいいということになりました。

山根委員

何か分かりにくいですね。どうしてかと言うと、今かつてなかった現象が増えているからです。例えば、保護者であった方が離婚されて県外に移られたり、再婚されたりしているのですが、子ども本人はそれを認めたくない場合があります。また、生徒本人がアルバイトして学費を稼いで、そして働きながら勉強しているような高校生が通信制定時制でも増えているように思うんです。そういう生徒さん達の自立を促していくような、保護者に色々な事情があっても一所懸命勉強して欲しいわけですから、その時に対応する条件として保護者であったとか、なかったとかではなく、もっとすっきりと生徒本人への支援を基本にすべきではないでしょうか。

予算経理室長

まずこの制度の前提なんですけど、各県で始まったのが14年度で、国の補助制度で統一したルールで作られております。その場合に三重県内に保護者が住所を有していて、他県へ本人が行っている、そういう人も対象にしよう。反対に、愛知県に住所を持っていて三重県内に本人がいる場合、それは愛知県で対象にしよう、まずそういう大前提になっております。それで、想定していたのが、20歳、21歳であるとか、高専生も対象になりますので20歳、21歳でもあり得ます。そうした場合でも、保護者が援助しているというので保護者の住所要件を設けていました。それはそれでよかったんですが、最近の事例として、既にもう30歳とか40歳という方も仕事を持っていて、働いてみえたけれども高等学校に入りたい、ついてはこの奨学金を借りたいという人が出てきました。今の規定では対象にならないというのを解消したいというのが一番の趣旨です。

竹下委員

それからいくとちょっと屁理屈的であるんですけどね。20歳を越している人で高校に行きたいという人が、親と同一の生計というかそこに入って生計にあるんだけれども、親は認めないと。親はこの奨学金借りを認めない、本人は借りたい、アルバイトする何でもするんで借りて行きたいんだという場合は、これどっちにも入らないわけね。今、山根さんが言ったような話の内容にあるような自立心があって、しかも20歳を越して、そして自分で勉学したいと、改めて勉学したいと考えた場合に、親がそんなもの行く必要ないという形で否定した場合には、同一生計にある場合ですよ、親の下で食わせてもらっている。だけでも何とかアルバイトをして何とか勉強したいと思っていた場合には、奨学金は借りられないことにならないですか。

予算経理室長

成人であって同一生計を営んでいる場合ですか。

竹下委員

親にご飯は食べさせてもらっていると、部屋に住まわせてもらっていると、それは同一生計でしょう。

予算経理室長

はい。その場合には。

竹下委員

一応親は扶養していると。

予算経理室長

はい。例えば親が愛知県であって。

竹下委員

いやいや、親が三重県で、子どもも三重県。

井村委員

親が反対したらどうなる。

竹下委員

親が反対したら、そんなところ行く必要ないんだ、30にもなっていく必要ないというようなことを、親がそういう態度をとった場合にはこれは奨学金が借りられないことになってしまいますか。

委員長

それはでもね、保護者は今いるのでしょうか。

竹下委員

このイは保護者の意向でしょう。同一の生計にある場合には、子どもが外に行っていても、親が三重県に住んでいる場合には親に貸してあげましょう。親は子どもに仕送りしますということですよ。

予算経理室長

いや、貸す相手方は未成年であっても本人です。成人であっても、本人です。

竹下委員

イの場合ですが、三重県が、三重県に住んでいる保護者に対して、未成年でない場合でも一応保護者というのを担保にしながら奨学金を貸与しましょうというのでしょうか。

予算経理室長

いや保護者が三重県に住所を有しているということが。

竹下委員

だから有していることですが、それは親がいるから、愛知県にいる子どもに奨学金を貸してあげましょうと。

予算経理室長

そうです。

竹下委員

それが、親が承諾しない場合には。

予算経理室長

成人になっている場合は、別に保護者という概念はありませんので、本人の申請というので法的に有効です。それで本人が申請します。

竹下委員

もう親のことは、何もいない。

予算経理室長

いません。

委員長

この書類の中で、保護者とかいろいろ書いてあるけれども、これはいないということになる。

予算経理室長

法的に言えばいません。

委員長

誓約書はいないということ。

竹下委員

親も何にもいないんですか。

予算経理室長

これはごく特異な事例になると思いますが、もしそのような場合ですと、この様式には書かなくていいとなっておりますが、法的には本人の申請で有効になりますので、それは受け付けることとなります。

委員長

それがこれを見る限りでは分からないですよ。だから成人の場合には保護者はいませんとかどっか書いておかないと不親切なんですよ。

予算経理室長

これまでその事例というのが過去1件あったぐらいです。そのときは先に私どもにもご相談いただいており、きちんと口頭で説明をいたしております。

委員長

そういうケースの場合、これを見て保護者が必要だから諦めるという場合が出てくると思うんですね。正直稀なケースですけど。そういうことをあまり勧めないということであればそれでいいですけども。

予算経理室長

事前にそのような場合ですと、この貸与の方法として、決定する時に、中学生3年生の時にもう予約で決定してしまう方法と、それから高校へ入ってから決定する通常採用と言いますが、そのように分かれております。

竹下委員

いやいや、これは例外的な現象を想定しているわけでしょう。

予算経理室長

そうです。

竹下委員

その例外的なことを考えて今発言しているんですけども、そうなってくると、20歳を越してしまう、改めて勉強したいと、一度高校に行くかどうか、行ったかも分からないけど、中退してあるいは初めから行かずにそのまま過ごしてしまったと、それで成人になってしまった。それから以後の話でしょう。

予算経理室長

そうです。話を続けさせてもらいますと、そのような事例の場合ですと、中学校から高校へそのまま行くということではなく、高校を通じて申請になります。高校を通じての申請の時には、高校側はきちっと説明を、うちの方から募集をお願いして説明をしてその申請を出していただく。その説明をする時に保護者の欄が成人である場合には本当にいるのかどうかとか、そういう相談はきちんと受け付けておりますし、私どもの方もきちんと説明をさせていただく。事例はこれまで1件ぐらいしかありませんが、そういうことで成人の場合では保護者のところの記名捺印というのは必要がないということです。

委員長

それをいちいち説明しなくてどっかに書いておけば、誰も間違いないし、誤解がないですよ。それで説明しなければいけないというのは、面倒臭いことなんで、なるべく親切にどこかへ一文書いておけば済むことなんですよ。そうすれば説明した、しないということも起こらないし、そういうミスも起こらない。それが1つですね。

予算経理室長

まずその答えですが、これを書いて貰う時に、もう少し詳しい記入上の注意事項というしおりを渡しております。そこへきちんと記載をさせていただきたいと思います。

委員長

何らかの形でやっぱり記載しといた方が安全なんですよ。皆が詳しいというわけではないので、ミスすることもあるし、説明した、しなかったということにもなるので、記載したものは滅多に間違いない。

予算経理室長

この規則、様式を合わせてそのような記載の注意事項のような形でしおりというのを今作っております。その中にそれを明記いたしたいと思います。

委員長

今はね、こういう非常に親切にいろんなことを考えているのはいいことだと思いますし、今行政サービスもいろいろ行われておりますので、細やかに対応しているのは非常にいいことだと思って聞いていたんですよ。それからもう1つはこの趣旨も非常にいいですよ。趣旨も非常にいいんですけども、文章表現では分かりにくい、誤解を受けないようにということなんですよ、知恵を出し合うことが必要だと思います。今のところこれでどうですかね、結論的に文章として。

竹下委員

文章としては口の方がね、もうちょっと分かり易い表現に。これは本人が県内に住所があればいいんですよということでしょう。

予算経理室長

そうです。

竹下委員

何かそんな表現はできないのかなっていう感じがしますけどね。20歳を越してる場合には本人が三重県内に住所があれば資格がありますよと。

予算経理室長

それですと今度イとの違いが。

竹下委員

イとの兼ね合いがって言うけども、イと整合性をとるために訳のわからない文章になっちゃってるわけですよ。だからむしろイの方を修正するっていう方向に本当は向かうべきですよ。いくら法令の方がどう言うのがね。日本の法令そのものが意味がさっぱり判らない文言が多いですから。

予算経理室長

その点につきましては、説明書きということで先ほどの記入上の注意事項の形のようなところでもう少し

詳しく説明を加えるということでご了解いただきたいと思うのですが。

竹下委員

余計分かりにくくなったら。何を言っているのか。

予算経理室長

そこもいろんなところでこの点だけじゃなくっていろんなところで厳密性というのも勘案して。

竹下委員

それで要するに表現したいことは、イの場合には20歳を越している場合で県外にいたとしても、親が三重県内に住んでいれば奨学金を受ける資格がありますよ。口の方は、親が引っ越していても三重県に住んでいれば文句なしに資格ありますよということですね。そういう表現になれば非常にすっきりして誰にでも分かるわけです。これでは一体何を意味するんだらうというのがなかなか分からないわけでしょう。自分で考えないといけませんよね。だからこれはしょうがないかもしれませんが、本当はこういう規則の方向性としては出来るだけ分かりやすい文章にしていくということが第一だと思います。だからできればこういうものは全部変えていって、分かりやすい表現にしていくんだと、整合性ということあまり考えずにというのが私の意見ですけど。まあ今回はこれでしょうがないですね。

予算経理室長

はい。

委員長

この分についてはね、今後また検討していただいて、もしよいアイデアができれば来年度にでも。

予算経理室長

分かりました。

委員長

急に全部変えるとまたいろんな事が起こってくると思うんで急には変えられませんし、そういうことでお願いしたい。高等学校の授業料を滞納している人も多いと思うんですが、奨学金は予算を取ってあっても全部貸与するほどの応募者にならないという報告を受けたんですが、その関連性はどうなっているんでしょうか。

予算経理室長

まずはその2つの、奨学金の制度、それから授業料の減免制度、これはもちろん2つの制度併せて教育権の保障というので考えておりますので、具体的にはその2つの制度の重複は可能です。授業料を減額または免除された方でも奨学金は受けられる条件になっております。奨学金の方の予算が、当初予算で立てた時よりも足りないという事態は生じさせないように、対象者について申請があれば全て貸与はできるようにしたいという大原則でこれまで予算を組んできております。その結果、この要件を満たした方で県の予算が足りないということで、要件は満たしているが借りられないという事例はこれまで出ておりませんし、そうしないようにしております。

山根委員

ということはつまり授業料を滞納している人達は、払えるのに払ってないっていう人達と言い切れるんですね。

竹下委員

授業料滞納者で奨学金を欲しいという申請をしていれば別でしょうけれども、申請してない場合が多いんですか。

予算経理室長

まずは授業料を滞納していた場合に、この奨学金の要件で何か考えるかということ、まずはそれで受けられないということはありません。

山根委員

その発想じゃなくて、授業料が払えないくらいお金に困ってらっしゃる家庭のお子さんとか児童生徒さんがいるとしたら、勉強を続けたい、もちろん授業料を払うのは保護者の義務ですが、こういう奨学金もそういう困窮している保護者に対して手を差し伸べましょうという趣旨でしょう。本人のやる気じゃなくて、そういう授業料を払えない、困窮している保護者に対してこういう奨学金があって授業料を払えるように進めるという手立てとしての奨学金のPRはどうか。

予算経理室長

奨学金制度については、減免制度もそうですが、全てこのような制度になっているというそのPRはまず全員にしておりますし、更にその授業料の滞納になった方には学校を通じて、必ずこの制度の利用促進というのを強く説明というか分かり易いようにその都度その都度説明をするということをしております。それでも借りないという人ももちろんみえます。それと借りられないという人もみえます。それは収入要件になっておりますので。意識の問題ともう一つは収入を把握するのに、これまでいろんな借金があつてとかローン

の返済があつてとか収入と同じくらいの額でその借金の返済があつた場合に、この奨学金制度だけではないんですが、諸々のそういう収入算定では返還金を控除するというやり方を取っておりません。それは奨学金だけではございません。全ての制度についてそのようなやり方を取っております。ですからそのような形で現実的に収入と同じくらいの返済金がある方には、収入要件が満たないということは現実的には生じる可能性はあります。

山根委員

保護者の為の救済措置としての奨学金であるとしても、もう中学生高校生は私は規範意識、生徒がきちっと払うものは払わなくちゃいけない、税金は払うべきだっていうようなそういう納税意識をきちっと教えることも大事なことだと思います。給食費もそうですけれども、時代の流れによって銀行引き落としになるケースがいろいろありまして、子ども達はただのような感覚で授業料も給食費も感じてきているように思います。それでそれがそのまま大人になって、払わないで済むものは払わないでもいいというそういう世の中の風潮になっていると思います。単なる手集金がいいとは思いません。先生の集金の仕事を増やして、意識を高めるために逆戻りすればいいという発想ではございません。それと代わって保護者の為の救済措置を取り、授業料の支払いはきちっとお金を払ってレストランに行ったら食べるのと一緒に、ただで食べてお金を払わなくてもいい、ただで勉強してもう払わなくていいという現象をなんとか食い止める為には、何か教育委員会が考えてすべきだというふうに思います。奨学金一つとってもそういうことを意識しながらしていかないといけないんじゃないかなと思います。

予算経理室長

私どもこれまで以上に奨学金制度が本人の経済的な理由による学習の権利を失わないように努めて、制度を利用していきたい。それはまずはこの奨学金で一番先に充当というお金を払われるべきものは授業料であつて、その次に通学費であるとかそういう学習の為の奨学金というのを常に意識しながらこの制度のPRをしていきたいと。

山根委員

それに、実際在住外国人の子どもさんと、すごく優秀でもうずっと三重県で生活していて、親が日本人と再婚したこともあつて、お金が大変で、こういう制度があるから使つて、あなたはしっかりと地球市民になって育つてほしいという思いを込めて言った事があつたのですが、奨学金の資料を取り寄せてもらつてきてもちんぷんかんぷんで、優しい日本語にしてあげないとそういう本当に欲しい人がもらえる制度に生かされないと思うので、そこは本当に心掛けてほしいと思います。

予算経理室長

はい。

竹下委員

確認ですけれども、奨学金というのは、親の為ではなくて子どもの為である。だから親の借金等で子どもが被害を受けるというのはもつてのほかであると。親の収入というのを基準にすると、そもそもその事自体がおかしいのではないかと。だから子ども達は16歳を越していれば、高校に行きたいという人であれば自分で将来返すという前提があれば、将来を担保にして貸してあげていいのではないかと。だから奨学金の建て前そのものというか、資格そのものを収入とか親を見るのではなくて、子どもの将来というものを見て決めるべきではないかという意見でしょう。私もそうだと思いますよ。奨学金というのは親じゃなくて子どもの為、この規定をみているとどうみても親の為のような感じですし、親を連帯保証人しているような感じですから、先ほどちょっとこだわって言ったんですけども、親は連帯保証でも何でもないのでしてしまつてもいいのではないかと。だから子どもを育成、子どもに将来返してもらうと、良い三重県民を育てるという観点で奨学金を使うべきではと、趣旨を始めから変える必要があるんじゃないかと思つてますけど。

委員長

今の議論はですね、そうとう今度は奨学金制度の大きな転換になりますよね。全国的な問題にもなつてくるし、大きな問題ですので、子どもたちの能力の問題とか返還の問題いろいろ関わつてくると思つてますので、その辺も含めて一度また検討していただき、話題にしていきたいと思つてます。それではあとよろしいでしょうか。

【採決】

- 全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。 -

議案第3号 三重県教育委員会指定管理者選定委員会規則案（公開）

（スポーツ振興室長説明）

三重県教育委員会指定管理者選定委員会規則案について、別紙のとおり提案する。提案理由、三重県教育

委員会指定管理者選定委員会規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。これが、この議案を提出する理由である。

3ページに規則案の要綱があります。なお、今回の規則案につきましては、平成21年4月の指定管理者更新に向けて手続きを進めるため、選定委員会に関する規則の制定について提案をさせていただきます。1の制定の理由ですが、県営総合競技場、県営松阪野球場、県営ライフル射撃場、県立鈴鹿青少年センター及び県営鈴鹿スポーツガーデンの各設置条例に基づき、指定管理者の選定に関する委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定めております。なお、各設置条例ですが、4ページをご覧くださいと思います。例といたしまして総合競技場の条例の関係部分を抜粋して記載をさせていただきました。なおこの条例につきましては、昨年5月の教育委員会定例会においてご審議をいただき、その後県議会で認めていただき全庁的に統一して規定されたものです。この条例は所掌事務、そして委員定数など基本的な事項を規定しておりますが、最後の第6項のところ、前各項に定めるものの他、選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定めるといふふうにありますので、本日提案をさせていただいたところです。なお、全庁的に総務局の方では条例の制度同様に、規則の制定につきましても標準案を提示しておりまして、今回提案をいたしました規則案は、その標準案と同様にさせていただきました。資料の1ページ及び2ページが規則案です。趣旨、委員長、会議、部会、委員の責務、そして庶務、委任等の構成になっておるわけです。各設置条例及び規則に基づきまして選定委員会を設置し、次年度の指定管理者の更新に向けて事務手続きを進めて参りたいと考えております。

【質疑】

竹下委員

今まで規則はなかったんですか。

スポーツ振興室長

前回平成17年の折には教育委員会指定管理者選定委員会設置要綱というもので対応をしておりました。ただ、地方自治法に定めます執行機関の附属機関という整理の中で、条例を昨年度制定させていただきました。その条例の中には細かく規則案まで盛り込まない形となりましたので、今回規則案を提案させていただいたということです。

竹下委員

ということは平成17年の時の要綱では駄目だと。

スポーツ振興室長

そういうことです。

竹下委員

規則にした方がいいということになったわけですね。

スポーツ振興室長

はい。

社会教育・スポーツ分野総括室長

少し説明すると、全庁的に、執行機関の附属機関のありようと言いますか、法的な位置づけとかというのは基本的に疑問点が提起されまして、去年全庁的に整備を行いました。その時に附属機関としてこういうのが附属機関だという話になって、それから条例でその時点で先ほど申しましたように、教育委員会にもご審議いただいて規則案、条例を改正した、そういうことになっております。これ一連、要するに附属機関のありようと言いますか、その辺の中の流れの一環です。従いまして本来の条例、規則と明確化したということです。

竹下委員

流れの一環なんですね。

委員長

他はよろしいでしょうか。

【採決】

- 全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。 -

報告1 平成20年度三重県立高等学校入学者選抜の概要について（公開）

（高校教育室長説明）

平成20年度三重県立高等学校入学者選抜の概要について、別紙のとおり報告する。

1枚お送り下さい。表題は平成20年度三重県立高等学校入学者選抜の概要についてということです。この3月に行われた入試が、制度設計改善の1年目ということでした。平成20年度三重県立高等学校入学者選抜は、従前の推薦入学と特色化選抜を統合した前期選抜を2月7、8日、5教科の学力検査による後期選抜を3月13日にそれぞれ実施しました。前期選抜の実施校数は昨年度、推薦入学と特色化選抜と比較しますと、5校8学科コース、志願者にしまして1960人それぞれ増加しました。後期選抜では最終の志願倍率は1.15倍で前年度、前々年度と同じ倍率となりました。各選抜における状況につきましては下記のとおりですが、まず1番始め前期選抜、2月7日、8日の実施ですが、前期選抜、全日制につきましては募集人員4003名のところ合格内定は4235名です。定時制については5校11学科で196名の募集に143名、通信については1校1学科ということで72人のところ28人ということです。それから連携型中高一貫教育に係る選抜のところでは全日制3校4学科ということで募集人員は設けておりませんが、志願者数が105名のうち合格内定104名、これは、昨年1校長島校が募集停止になりましたので実施学校数は1校減っています。それから特別選抜のところですが、この特別選抜は、高等学校を中途退学した者、あるいは既に中学校卒業した者が対象となる別枠選抜ですが、全日制高等学校ではあけぼの学園高等学校1校なんです、志願者はありませんでした。定時制課程では3校8学科で実施し、募集人員44人に対して37人が志願して30名が合格内定となったところです。次に後期選抜ですが、3月13日に5教科の試験を行ったところですが、最終志願者のところ全日制では募集人数が9001人のところ志願倍率は1.15倍、定時制は627人のところ0.50倍、通信制は412人のところ0.18倍で、ですが、合格の状況ですが、3月19日に、前期選抜で内定した生徒と併せて合格発表したところですが、全日制につきましては98%の充足率、定時制については約半分の51%、通信制については23.4%ということです。なお、米印のところ秋期選抜の秋期募集定員これは北星高校ですが、ここが定時制課程10人と通信課程60人ということでこの春に意思が不明確だった子が何とか志願して9月から入学できる制度として設けたところです。の再募集・追加募集につきましては、まず再募集ですが、全日制課程で23校35学科・コース、定時制課程では12校12学科コースで募集しましたところ、それぞれの合格者数ということです。更に追加募集ということで3月29日に定時制の11校11学科で募集しましたところ募集人数の内訳の合格者数です。以上が平成20年度の三重県立高等学校入学者選抜の概要についてですが、概ね各中学校、高校で適正に初年度としましては行われたのではないかと考えております。なお、来年度の入学者選抜につきましては、3月13日の教育委員会定例会で実施方針を提案させていただき、お認めいただいたところですが、昨年度受験者とか保護者に選抜制度の周知を図るためリーフレットを作成しましたが、本年度もリーフレットを作らせていただいて、今月末までには県内の各中学校に配布し一人一枚見てもらえるようにしました。見ていただきますと、県立高等学校ってどんなところということで、昨年度のリーフレットは制度の仕組みが中心でしたが、今回は高等学校の中身についてどういう中身あるいは学科があるのかということをはじめに載せました。日程と、前期選抜と後期選抜の内容も同じです。裏側のところも後期選抜、非常に情報公開等が多いわけですが、選抜の方法はこうやってやりますよというのを載せさせていただきました。

【質疑】

委員長

再募集・追加募集を全部合併させた統計はまだ出てないんでしょうか。

高校教育室長

合格者数については出ております。全日制で13,345名というのが入学定員。教育改革室の方で募集定員の策定をいただいたところですが、その数字に対して合格者数は、13,236名の合格者総数が出ております。114名足りないというところで、これについては生徒の人数と学校の選抜の方針等が合わなかったというところもありますし、元々集まらなかったという学校もあります。再募集しても集まらなかった学校もあります。そういう減が出ております。入学者数については、先程の13,236名から例えば高専へ行ったとか、私学へ行ったとかそれぞれの減が出てきますので、まだ若干高校から報告が来ておりませんので、また21年度の募集定員の策定のところで報告させてもらうことになるかと思っております。

委員長

それから数で、通信制というところが充足率23.4%とありますよね。これは、ちょっと少ないということで気になるんですけど、それについては何かあれば。

高校教育室長

毎年のように通信制課程については志願者そのものが少なく、北星高校と松阪高校と2校通信制高校があるわけなんです、北星高校は33名の志願、それから松阪高校は43名ということですが、定員は、北星高校は240名で33名しか集まらない。松阪高校の通信制は200名のところ43名しか集まらないということで、その最初の試験の段階では0.18倍という志願倍率ですが、もともとの定員が240名とか200名という定員を持っておりまして、そのあたりがなかなか埋まらないというこ

とです。通信制の意味合いは随分変わってきて、北星の通信制と定時制を併習しながら3年で卒業するというような制度もありますので、通信制に入らなくて定時制に入って、例えば北星高校の倍率が1.4倍とかそういうふうに高いわけです。そうすると北星高校の定時制に入って、そして通信制を受けながら3年で卒業すると、あるいは朝だけじゃなしに昼も授業を受ける、あるいは夜も授業を受けて3年で卒業するというものもありますので、この通信単独で制度を持っているわけなんです。それはなぜ持っているのかと、こんな定員を持って置いているのかと言うと、定時制に入れない子がどうしても北星高校へ入りたけれど定時制へ入れないと。倍率が高いので、通信制へ入っておいて通信制へ籍を置きながらも定時制の朝昼晩へ授業を受けにいて、それで3年で卒業したいという子も出てきておりますので、どうしてもセイフティーネットという部分で通信制の定員を置いておかざるをえないという部分がありまして、若干充足率が低いのではないかと。いろんな子ども達が、あるいはもう先程出てました30歳とか40歳の人が、通信制へ入ってきて、そして定時制でも学ぶ。この前、生活体験発表大会というのがあって、山根委員にも出ていただいたんですが、そういういろんな大人になった人達の学び直しという部分で定員を置いておかざるをえないというところで、ご理解をいただきたいと思っております。

委員長

この数だけ見ると、どうして定員を置かなきゃいけないのかという意見がすぐ出そうな数ですよ。それが何か分かり易いようにできないかなと。必要性があるならば必要性があるんだって内部の。今のを聞かないと誰も分からないですよ。だからそういうのは何かこう誤解を招くんじゃないか。県民に対してもそうですし、いろんなことに関してもですね。

高校教育室長

定員のあり方については、また追って総募集定員については5月の末か6月の頭ぐらいに出して7月に全高校の募集要項が出てきますので、またその時に。

委員長

そうですね、行政が一生懸命やっても、他を受けて変なふうに捉えるってということのないようにしないといけないと思うんですね。今、特にまたそういう時期ですので。

高校教育室長

了解しました。

竹下委員

今の室長の説明では240名とか200名という定数まで必要なのかなという印象受けますけど、これ半分ぐらいでもいいんじゃないかなという、その辺はどうなんですか。

高校教育室長

直接私が所管している分野ではないので、何とも言えません。教育改革室が募集定員の作成をやっておりますので、若干多いなというイメージがあるわけなんですけれども、とにかく間口を広げておかないと、高校は入り辛いということのないようにはしておきたいなということだと思うんです。基本的には、これが100名とか、あるいは80名とした場合、非常に狭き門というイメージになるのかなと。だから教職員定数も通信制はおそらく、国の全日制の教員配当よりは、ちょっと厳しい目に配当があるので、それを国全体文部科学省の方は教員定数の策定に当たっては、そんな通信制が200名定員持っているから200人分全日制と同じように教員定数が配当されているということはないということで。そういうことはそうだけでも、説明しないと分からないようなことではいけないと思いますので。

竹下委員

いやいや、そういうことだけではなくてね、ちゃんと努力をしてくれているのかなという気があるんですけど。

高校教育室長

生徒募集にですか。

竹下委員

生徒の後フォローというか学生に対して、最近通信制というのが大学では見直されてきてるんですよ。それで通信制の方に来る学生が増えてきているというか、そういう傾向があるようですから、それはいろんな工夫というかね、スクーリングを非常におもしろく開いたりあるいは頻繁に変えたりということあるんですが、そういうような工夫をこの北星とか松阪がされておられるのか、そういうところまでちょっと資料として提示してもらえればと。

高校教育室長

また資料は後でと思いますけども、スクーリングについては、これまで土、日が中心でしたけども、木曜日にスクーリングをやるということを始めまして、随分そういう意味では異なってきました。それからシラバスという、私の授業はこんなことを教えますよということ、あるいは評価をこうやってしますよということを通信でもきちっと提示して分かりやすく、季刊誌みたいにして年度始めと年度末に出してある。要は通信制ですからこういう授業内容ですよということを事前に示さないと選択できませんので。そういう資料を北星高校はしっかり作って提示しておりますので、先生も北星高校にいろいろ行かれておるといふ。あるいは北星高校の生徒が四日市大学にお世話になったことあるかと思いますが、そういう取組みは進んでおるわけなんですけど、正直申しまして不登校の子どもとかあるいは中途退学した子、やっぱり意欲を無くしておるので、その子達をどう意欲を持たせるかということで非常に難しい点があります。正直申しまして在籍年数については学校規則というのがあるわけで、赤本に載っておるんですが在籍年数は定めておりません。普通大学でしたら倍の8年在籍していたら駄目ですよという話があるわけなんですけど、正直申しまして生徒が例えば昭和の時に入った子が、もう行方不明になって学校も追跡できないと。要は通信制は、受講する科目について、この授業とりますよと申請して、そして授業料をそれに対して払うということですので、それが無いわけなんです、申請が。学校が本人に対してコンタクトをとろうとするんだけど、行方不明で分からないということがあります。でするのでそのあたりについては一定の限界が学校にもあるのかなと思っておりますけども、教員は先ほど申し上げましたように、スクーリングを木曜日に持ってきたり、案内を作って分かりやすい授業を工夫しているようですので、またそういう資料なり提示したいと思えます。

委員長

よろしいでしょうか。

- 全委員が本報告を了承する。 -

議案第4号 三重県教育改革推進会議委員の任免について（秘密会）

教育改革室長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

議案第5号 平成20年度三重県教科用図書選定審議会委員の任命について（秘密会）

小中学校教育室長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

議案第6号 三重県天然記念物日本鶏審査会審査員の任命について（秘密会）

社会教育・文化振興室長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

議案第7号 三重県天然記念物紀州犬審査会審査員の任命について（秘密会）

社会教育・文化振興室長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

議案第8号 専決処分の承認について（人事関係）（秘密会）

人材政策室長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。